

「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査」について

令和4年10月 東京都教育庁指導部

都における問題行動等調査の目的

児童・生徒の問題行動等について、都内全公立学校の状況を分析し、実態把握を行うことにより、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に係る施策の企画・立案・実施・評価を行う。

また、都教育委員会ホームページに報告書を掲載し、都民に対し、児童・生徒の問題行動等の状況や都教育委員会の取組、今後の対応等について、広く理解を求めるとともに、**都内区市町村教育委員会や学校等が、いじめや暴力行為、不登校等の対策に関わる取組状況を把握し、その課題・解決策を明確にし、児童・生徒一人一人の社会的資質や行動力の向上を図ることができるようにする。**

1 暴力行為の状況

- (1) 発生件数
- (2) 暴力行為が発生した学校数
- (3) 1校当たりの発生件数
- (4) 対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物破損の状況
- (5) 学年別 加害児童・生徒数
- (6) 今後の対応

2 いじめの状況

- (1) 「認知件数」と「解消しているものの割合」
- (2) 1校当たりの認知件数
- (3) いじめを認知した学校数の割合
- (4) いじめの認知件数が0の学校の割合
- (5) 学年別 いじめの認知件数
- (6) いじめの発見のきっかけ
- (7) いじめられた児童・生徒の相談状況

- (8) いじめの態様
- (9) 法第28条第1項に規定する「重大事態」
- (10) 今後の対応

3 小・中学校における長期欠席の状況

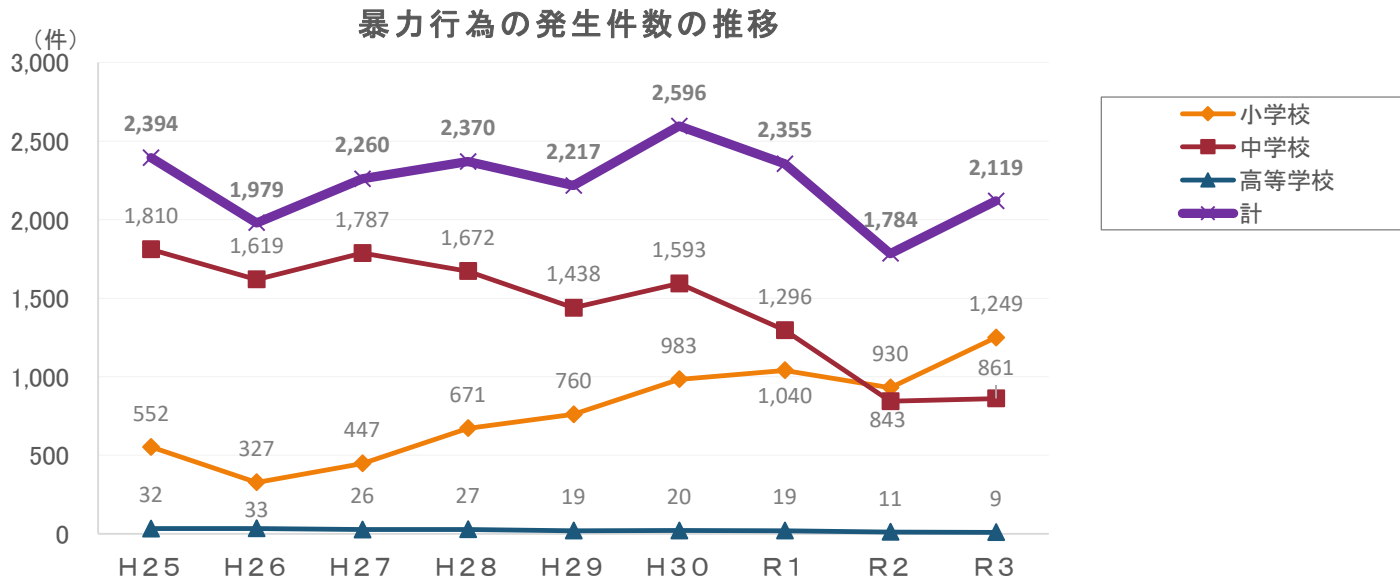
- (1) 長期欠席児童・生徒数
- (2) 不登校出現率・学校復帰率
- (3) 不登校の要因
- (4) 今後の対応

4 高等学校における長期欠席・中途退学等の状況

- (1) 長期欠席生徒数
- (2) 中途退学・原級留置者数
- (3) 今後の対応

1 暴力行為の状況 (1) 発生件数

- 令和3年度における暴力行為の発生件数は、2,119件であり、令和2年度と比較すると335件増加し、令和元年度と比較すると236件減少した。
- 平成25年度から令和3年度までの暴力行為の発生件数の推移をみると、小学校では増加傾向にあり、中学校、高等学校では、減少傾向にある。



【都】	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3	
小学校	552		327		447		671		760		983		1,040		930(52.1%)		1,249(59.0%)	
	531	21	307	20	418	29	649	22	707	53	924	59	1,006	34				
中学校	1,810		1,619		1,787		1,672		1,438		1,593		1,296		843(47.3%)		861(40.6%)	
	1,612	198	1,444	175	1,659	128	1,576	96	1,363	75	1,537	56	1,232	64				
高等学校	32		33		26		27		19		20		19		11(0.6%)		9(0.4%)	
	17	15	23	10	19	7	13	14	9	10	10	10	9	10				
計	2,394		1,979		2,260		2,370		2,217		2,596		2,355		1,784(100%)		2,119(100%)	
	2,160	234	1,774	205	2,096	164	2,238	132	2,079	138	2,471	125	2,247	108				

【国】 R3
48,138(63.0%)
24,450(32.0%)
3,853(5.0%)
76,441(100%)

※ 表の上段：発生件数【件】と（全件に対する割合） 下段：左は学校の管理下、右は学校の管理下以外の件数

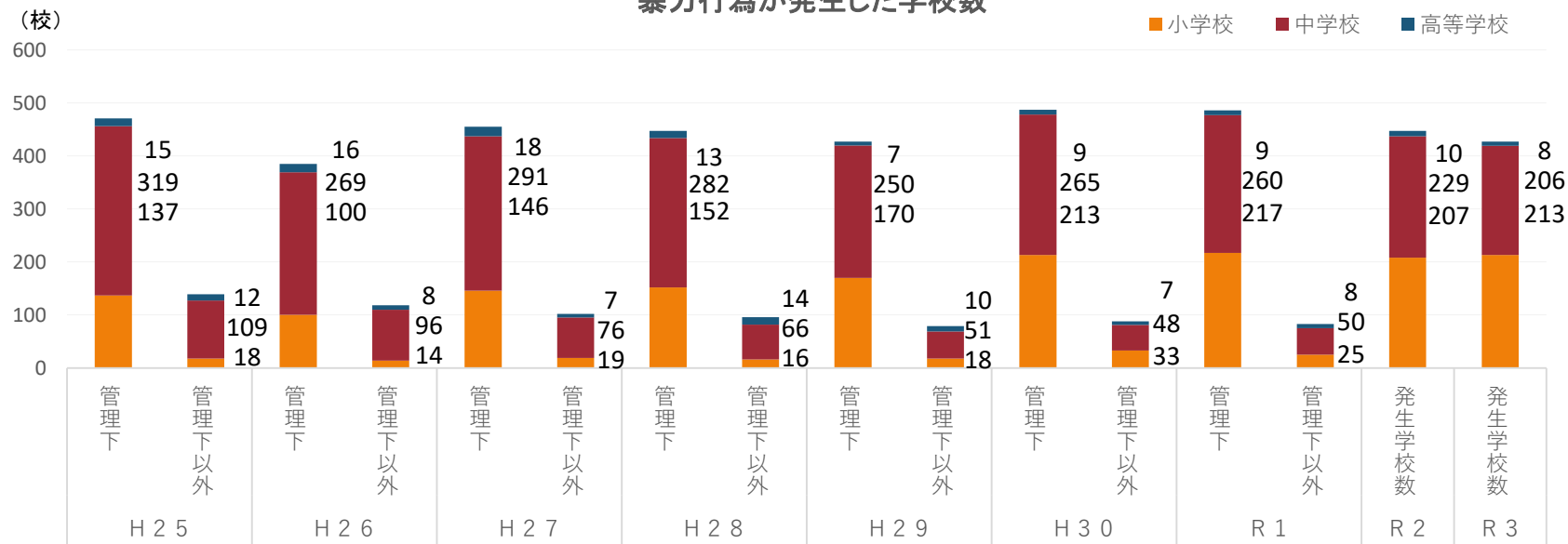
※ 令和2年度分調査から、「『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれかで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象にすること」と変更された。

※ 【国】は、国公私立のデータ

1 暴力行為の状況 (2) 暴力行為が発生した学校数

- 令和3年度において、暴力行為が発生した学校数は、427校であり、全体の20.5%となっている。小学校は213校(16.7%)、中学校は206校(33.1%)、高等学校は8校(4.2%)であった。
- 令和3年度における、暴力行為が発生した学校数の割合を、【国・R3】の状況と比較すると、都の方が、15.6ポイント低くなっている。

暴力行為が発生した学校数



【都】	H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		R2		R3		【国】 R3		
小学校	1,299	137	1,296	18	1,292	146	1,286	152	1,282	170	1,280	213	33	1,278	217	25	1,275	207(16.2%)	1,274	19,487	
中学校	630	319	629	109	627	96	626	282	625	66	624	250	51	623	260	50	623	229(36.8%)	622	10,283	
高等学校	194	15	194	12	192	8	192	13	192	14	192	7	10	192	9	8	191	10(5.2%)	192	5,031	
計	2,123	471	2,119	139	2,111	385	2,104	447	2,099	96	2,096	487	88	2,093	486	83	2,089	446(21.3%)	2,088	34,801	
																					12,555(36.1%)

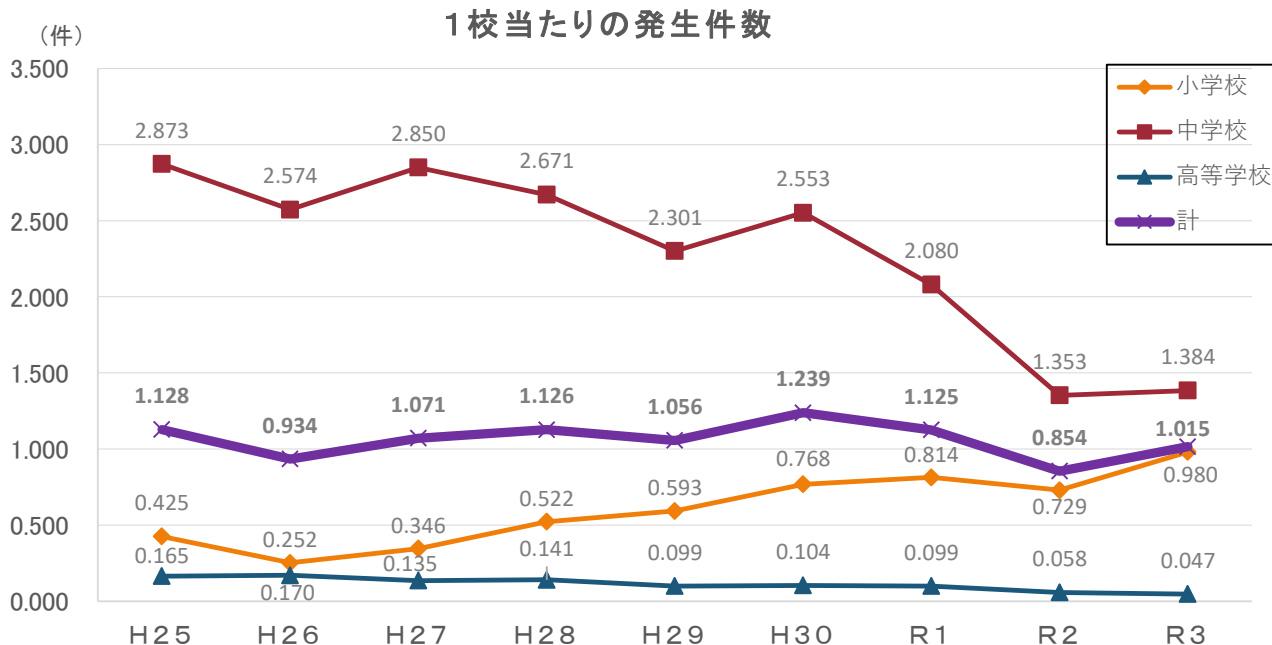
※ 表の上段：学校数 [校] 下段：発生学校数 [校] (左は学校の管理下、右は学校の管理下以外)、() は暴力行為が発生した学校の割合

※ 令和2年度分調査から、「『学校の管理下』、『学校の管理下以外』のいずれかで発生したかにかかわらず、自校の児童・生徒が行った暴力行為を対象にすること」と変更された。

※【国】は、国公私立のデータ

1 暴力行為の状況 (3) 1校当たりの発生件数

- 令和3年度における1校当たりの発生件数は、1.015件であり、平成26年度からほぼ横ばいとなっている。
- 平成25年度から令和3年度までの推移を見ると、小学校では、増加傾向にある。中学校では、令和元年度から減少傾向にあり、最も多かった平成25年度と令和3年度を比較すると、ほぼ半減している。高等学校においては、ほぼ横ばいである。

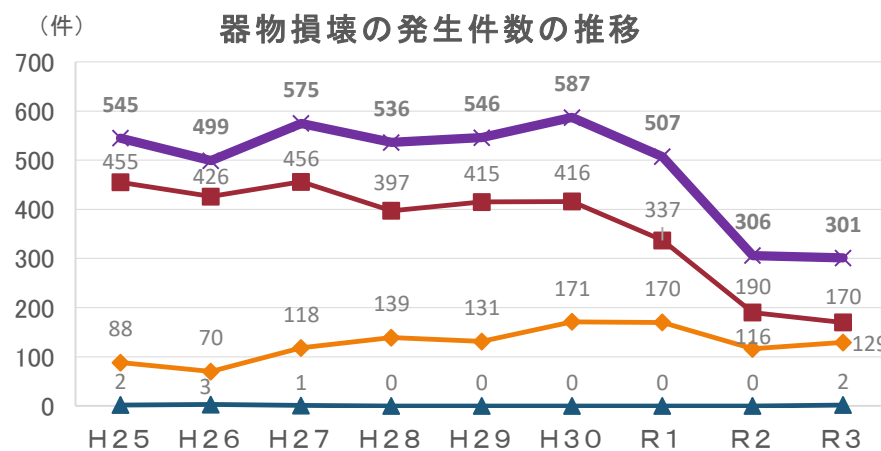
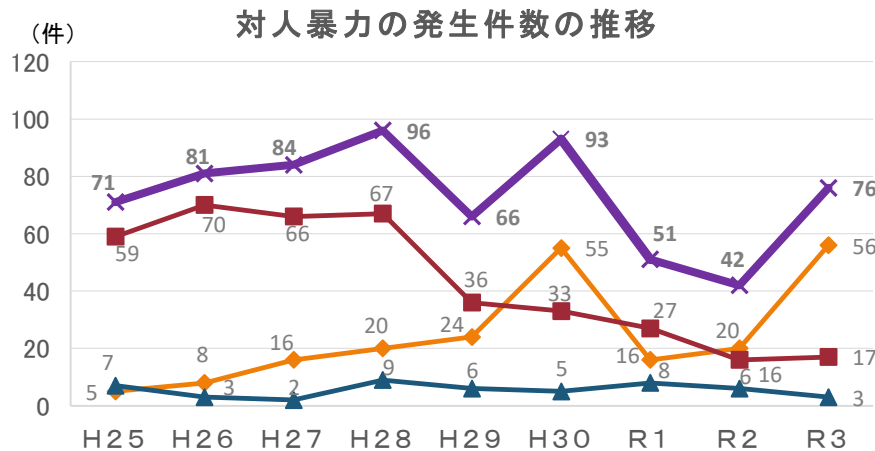
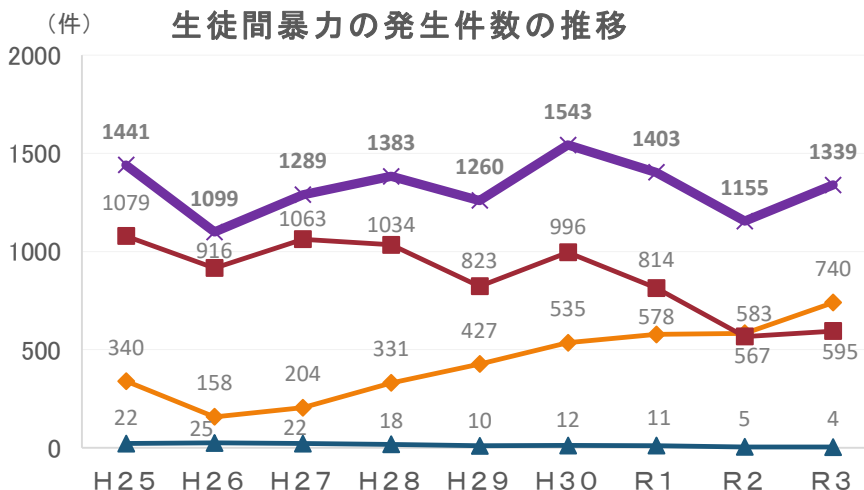
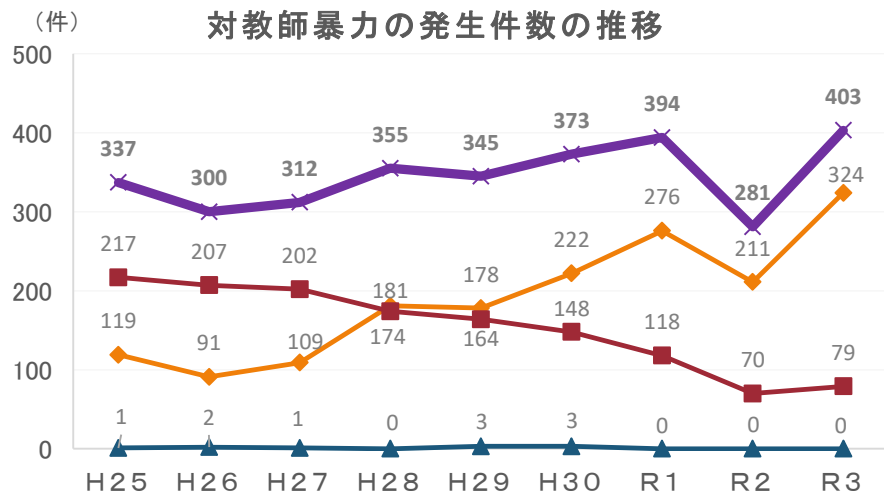


【都】	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	【国】R3
小学校	552	327	447	671	760	983	1,040	930	1,249	48,138
	0.425	0.252	0.346	0.522	0.593	0.768	0.814	0.729	0.980	2.470
中学校	1,810	1,619	1,787	1,672	1,438	1,593	1,296	843	861	24,450
	2.873	2.574	2.850	2.671	2.301	2.553	2.080	1.353	1.384	2.378
高等学校	32	33	26	27	19	20	19	11	9	3,853
	0.165	0.170	0.135	0.141	0.099	0.104	0.099	0.058	0.047	0.765
計	2,394	1,979	2,260	2,370	2,217	2,596	2,355	1,784	2,119	76,441
	1.128	0.934	1.071	1.126	1.056	1.239	1.125	0.854	1.015	2.197

1 暴力行為の状況

(4) 対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の状況

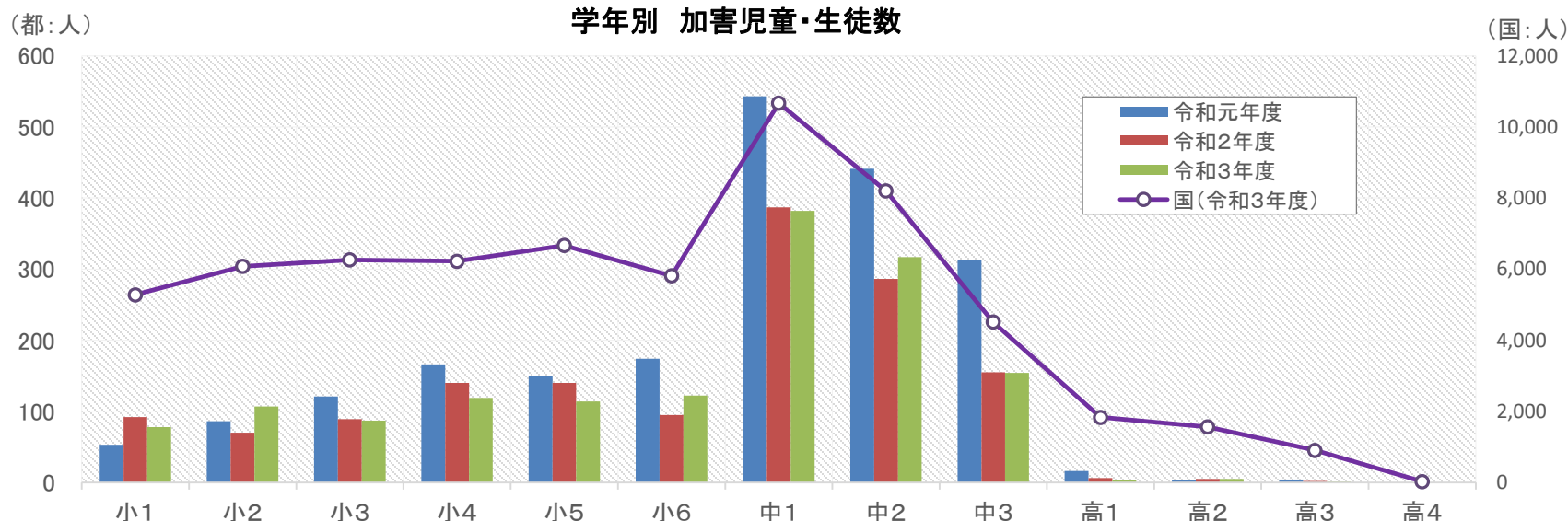
- 小学校では、全ての暴力行為において増加傾向にあり、中学校では、全ての暴力行為について減少傾向にある。高等学校では、全ての暴力行為について低い水準で推移している。
- 平成28年度を境に、小学校における対教師暴力の件数が、中学校を上回っている。令和3年度は、生徒間暴力、対人暴力において小学校が中学校を上回った。



※「器物損壊」は学校の管理下、他は学校の管理下と学校の管理下外を合わせた件数。

1 暴力行為の状況 (5) 学年別加害児童・生徒数

- 令和3年度の学年別の加害児童・生徒数は、令和元年度、令和2年度と比較すると、小2が増加している。
- 校種ごとの学年別の割合は、小学校では小6、小4(それぞれ19%程度)が、中学校では中1(44.8%)が、高等学校では高2(55.6%)が一番多い傾向がある。



【都】	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
令和元年度	53 7.1	86 11.5	121 16.1	166 22.1	150 20.0	174 23.2	543 41.9	441 34.0	313 24.1	16 69.6	3 13.0	4 17.4	0 0
令和2年度	92 14.7	70 11.2	89 14.2	140 22.4	140 22.4	95 15.2	387 46.7	286 34.5	155 18.7	6 46.2	5 38.5	2 15.4	0 0
令和3年度	78 12.4	107 17.1	87 13.9	119 19.0	114 18.2	122 19.5	382 44.8	317 37.2	154 18.1	3 33.3	5 55.6	1 11.1	0 0

国 (令和3年度)	5,280 14.5	6,079 16.7	6,260 17.2	6,223 17.1	6,666 18.3	5,814 16.0	10,668 45.6	8,201 35.1	4,513 19.3	1,831 42.3	1,562 36.1	906 20.9	26 0.6
--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----------------	---------------	---------------	---------------	---------------	-------------	-----------

※ 表の上段:加害児童・生徒数[人] 下段(青字):校種ごとのその学年が占める割合[%]

※ 令和元年度分調査までは「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」の類型別の加害児童・生徒数実人数の合計により計上しており、一人の児童・生徒が複数種類の暴力行為を行った場合には重複して計上されていたが、令和2年度分調査からは実人数(一人の児童・生徒が複数種類の暴力行為を行った場合も一人として計上)に変更しているため、前年度と単純に比較することはできない。

1 暴力行為の状況 (6) 今後の対応

これまでの取組

- ア 「人権尊重の精神」を指導の基本とした生活指導の徹底のための区市町村教育委員会及び学校への指導・助言
- イ 生活指導に関わる通知の発出や教材等の作成による問題行動の再発防止の徹底
- ウ 区市町村教育委員会が管下の学校において、暴力傾向のある児童・生徒の多様な実態、一人一人が抱える課題やその背景等を把握し、適切な指導・助言ができるよう効果的な取組事例等を周知
- エ 毎年度、暴力行為を含む児童・生徒の非行防止・犯罪被害防止を目的に、家庭・地域・関係機関と連携して「セーフティ教室」を実施
- オ 学校、地域、関係機関が連携し問題行動等に対応するため「学校サポートチーム」を全公立学校に設置し、学校を支援する体制を確立。その効果的な活用について教師用指導資料等を用いて周知・徹底
- カ ストレスマネジメントやアンガーマネジメントをテーマにしたスクールカウンセラー連絡会を開催し、スクールカウンセラーを講師とした校内研修の実施を促進

今後の対応

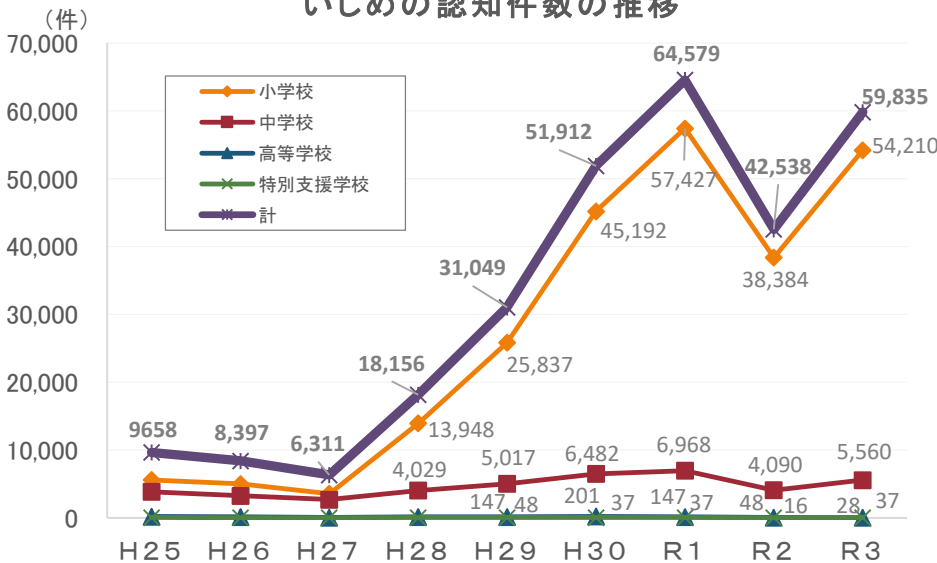
- ア 学校が暴力行為の防止につながる「発達支持的生活指導※」を推進できるよう、区市町村教育委員会の担当者等を対象とした連絡会において、校内の雰囲気づくりや児童・生徒への教育、働き掛けの在り方等について共通理解を図るとともに、効果的な取組事例等を収集、周知
- イ 暴力行為の前兆行動の早期発見、早期対応（アセスメントとチーム対応等）に係る取組を強化するため、児童・生徒理解のポイントや具体的な取組等を周知
- ウ 学校が、児童・生徒の小さな変化を早期に発見し、速やかに専門家と連携した支援を開始できる体制を強化するため、スクールカウンセラーの勤務日数を増加する検証事業や、スクールソーシャルワーカーの訪問回数を増やす区市町村への補助を拡充

※「発達支持的生活指導」は、文部科学省「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」の資料において示された用語で、特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校教育の目標の実現に向けて、全ての教育活動において進められる生活指導の基盤となるものとされている。例えば、暴力行為に関する「発達支持的生活指導」として、児童・生徒が「他者を思いやり、傷付けない人」に育つことを意識した、校内の雰囲気づくりや道徳教育、人権教育、法教育等の教育や日頃の働き掛けが挙げられている。

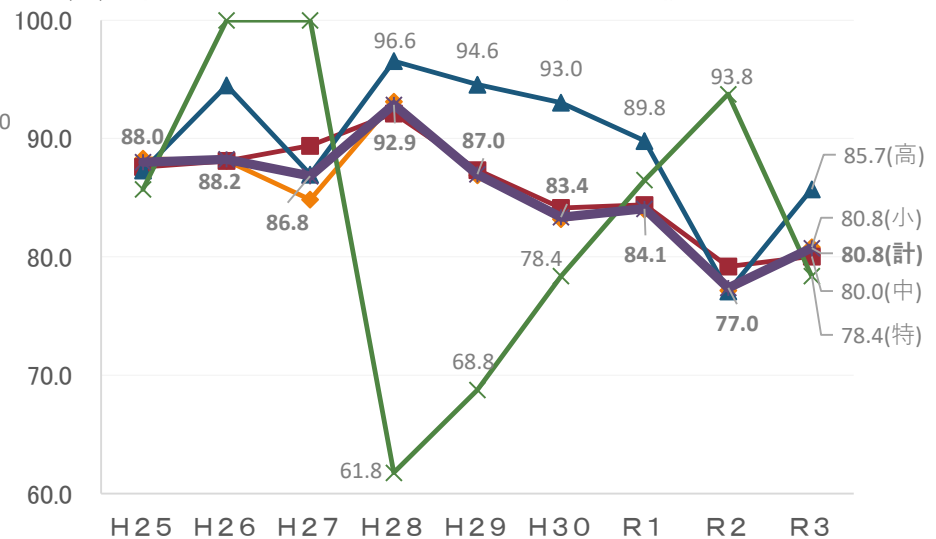
2 いじめの状況 (1)「認知件数」と「解消しているものの割合」

- 令和3年度のいじめの認知件数は、59,835件であり、令和2年度の1.4倍、令和元年度の0.9倍となっている。平成27年度から令和元年度まで、全校種において増加傾向が続いていたが、令和2年度は減少した。令和3年度は令和元年度と比較すると、小学校、中学校、高等学校において減少している。
- 解消しているものの割合は、平成26年度から29年度まで8割後半から9割前半を推移していたが、平成30年度から8割前半となり、令和3年度は80.8%であった。

いじめの認知件数の推移



解消しているもの(日常的に観察継続中)の割合

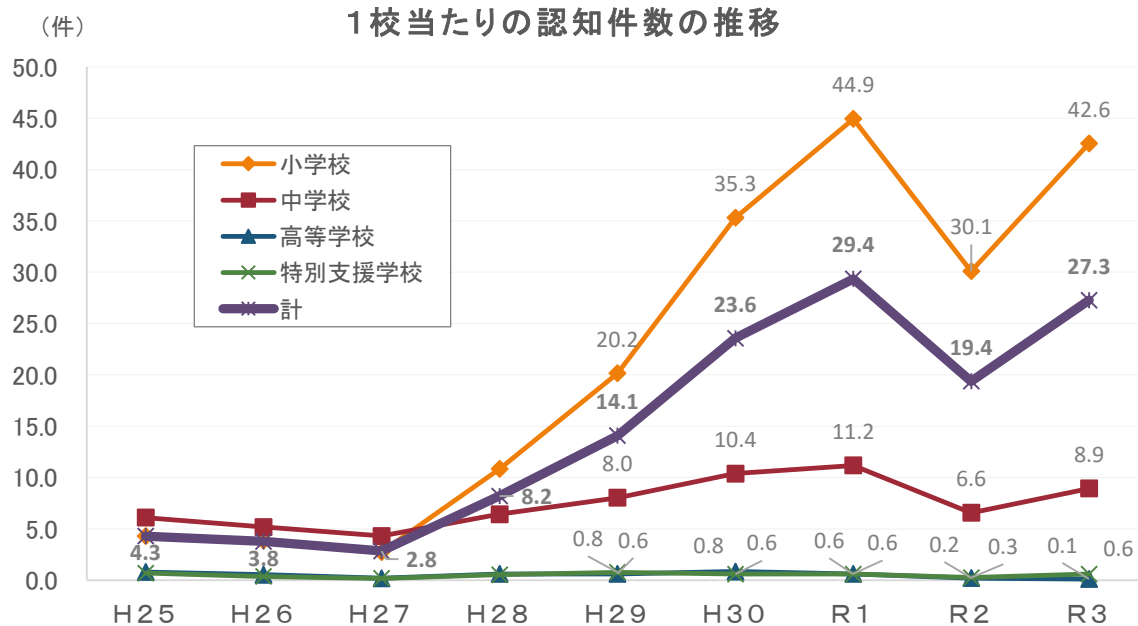


【都】	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	【国】 R 3
小学校	5,581 4,926(88.3%)	4,993 4,400(88.1%)	3,557 3,018(84.8%)	13,948 12,987(93.1%)	25,837 22,451(86.9%)	45,192 37,599(83.2%)	57,427 48,249(84.0%)	38,384 29,456(76.7%)	54,210 43,814(80.8%)	500,562 402,205(80.4%)
中学校	3,854 3,378(87.6%)	3,255 2,868(88.1%)	2,697 2,411(89.4%)	4,029 3,712(92.1%)	5,017 4,382(87.3%)	6,482 5,454(84.1%)	6,968 5,881(84.4%)	4,090 3,239(79.2%)	5,560 4,450(80.0%)	97,937 77,444(79.1%)
高等学校	181 158(87.3%)	127 120(94.5%)	46 40(87.0%)	145 140(96.6%)	147 139(94.6%)	201 187(93.0%)	147 132(89.8%)	48 37(77.1%)	28 24(85.7%)	14,157 11,332(80.0%)
特別支援学校	42 36(85.7%)	22 22(100%)	11 11(100%)	34 21(61.8%)	48 33(68.8%)	37 29(78.4%)	37 32(86.5%)	16 15(93.8%)	37 29(78.4%)	2,695 2,173(80.6%)
計	9,658 8,498(88.0%)	8,397 7,410(88.2%)	6,311 5,480(86.8%)	18,156 16,860(92.9%)	31,049 27,005(87.0%)	51,912 43,269(83.4%)	64,579 54,294(84.1%)	42,538 32,747(77.0%)	59,835 48,317(80.8%)	615,351 493,154(80.1%)

※ 表の上段: 認知件数[件] 下段(青字): 解消しているもの[件]と(その割合)

2 いじめの状況 (2) 1校当たりの認知件数

- 令和3年度における1校当たりの認知件数は、27.3件である。
- 小・中学校では、平成27年度から令和元年度まで増加傾向にあり、平成27、令和元年度を比べると、小学校は16倍、中学校は2.6倍となっていたが、令和2年度は減少した。令和3年度と令和元年度を比較すると、減少している。高等学校、特別支援学校は0.2～0.8件を推移している。



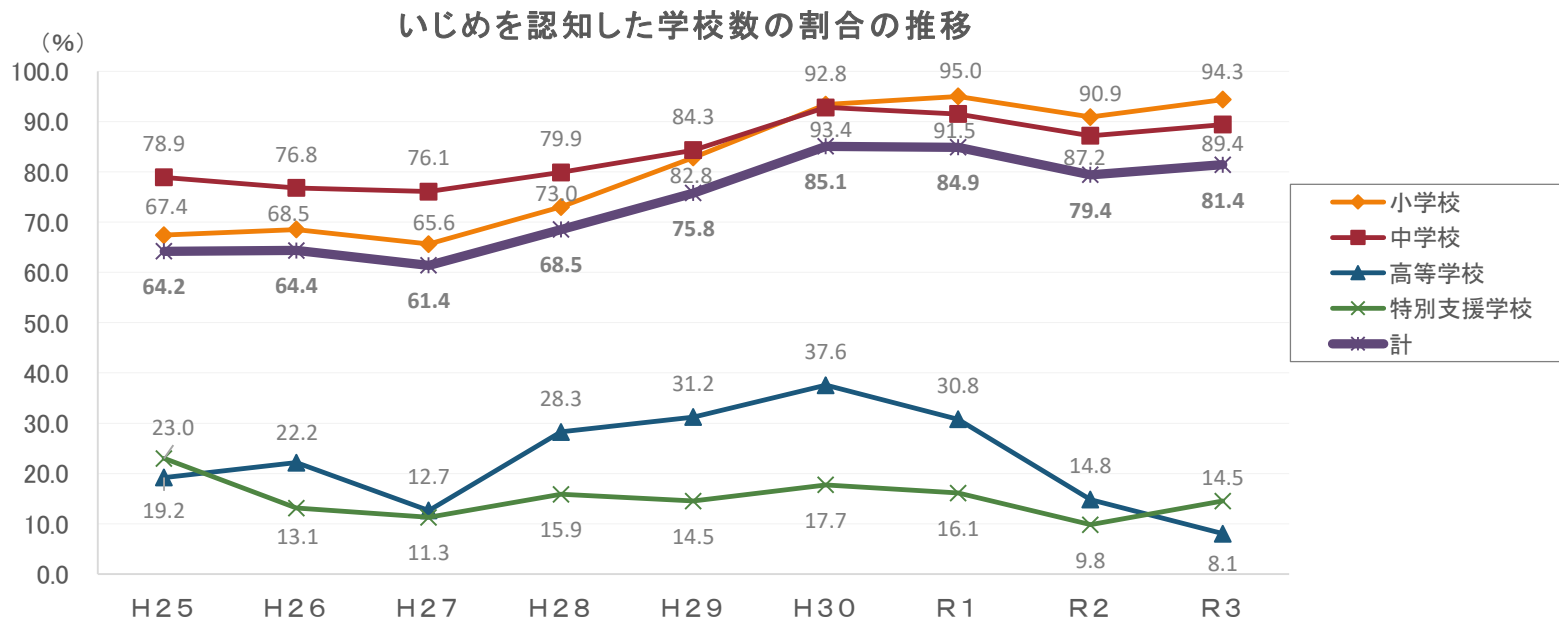
【都】	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	【国】 R 3
小学校	67.4%	68.5%	65.6%	73.0%	82.8%	93.4%	95.0%	90.9%	94.3%	88.1%
	4.3	3.9	2.8	10.8	20.2	35.3	44.9	30.1	42.6	25.7
中学校	78.9%	76.8%	76.1%	79.9%	84.3%	92.8%	91.5%	87.2%	89.4%	83.2%
	6.1	5.2	4.3	6.4	8.0	10.4	11.2	6.6	8.9	9.5
高等学校	19.2%	22.2%	12.7%	28.3%	31.2%	37.6%	30.8%	14.8%	8.1%	53.1%
	0.8	0.5	0.2	0.6	0.6	0.8	0.6	0.2	0.1	2.5
特別支援学校	23.0%	13.1%	11.3%	15.9%	14.5%	17.7%	16.1%	9.8%	14.5%	42.7%
	0.7	0.4	0.2	0.5	0.8	0.6	0.6	0.3	0.6	2.3
計	64.2%	64.4%	61.4%	68.5%	75.8%	85.1%	84.9%	79.4%	81.4%	79.9%
	4.3	3.8	2.8	8.2	14.1	23.6	29.4	19.4	27.3	16.8

※ 表の上段: いじめを認知した学校の割合 下段: 1校当たりの認知件数[件]

※ 【国】は、国公立のデータ 9

2 いじめの状況 (3)いじめを認知した学校数の割合

- 令和3年度におけるいじめを認知した学校数の割合は、81.4%であり、令和2年度と比較すると、2.0ポイント増加し、令和元年度からは3.5ポイント減少した。
- 小・中学校では9割近くの学校がいじめを認知している。高等学校では8.1%、特別支援学校では14.5%となっている。

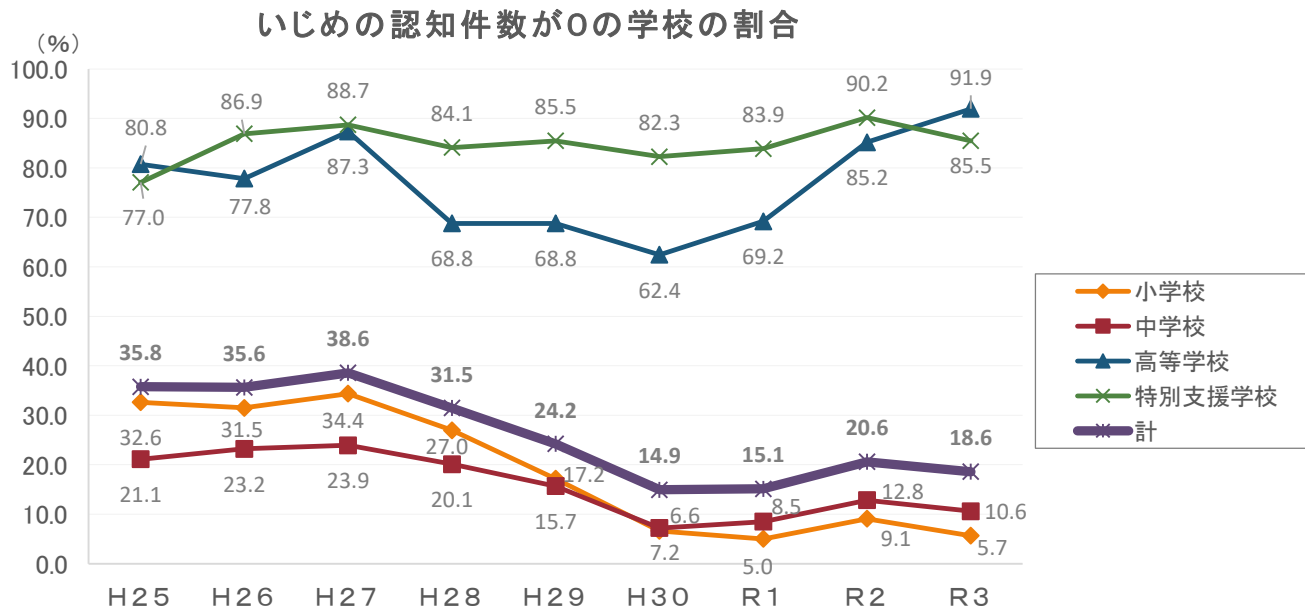


【都】	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	【国】R3
小学校	1,299 875(67.4%)	1,296 888(68.5%)	1,292 848(65.6%)	1,286 939(73.0%)	1,282 1,062(82.8%)	1,280 1,195(93.4%)	1,278 1,214(95.0%)	1,275 1,159(90.9%)	1,274 1,202(94.3%)	19,487 17,163 (88.1%)
中学校	630 497(78.9%)	629 483(76.8%)	627 477(76.1%)	626 500(79.9%)	625 527(84.3%)	624 579(92.8%)	623 570(91.5%)	623 543(87.2%)	622 556(89.4%)	10,283 8,557 (83.2%)
高等学校	239 46(19.2%)	239 53(22.2%)	237 30(12.7%)	237 67(28.3%)	237 74(31.2%)	237 89(37.6%)	237 73(30.8%)	236 35(14.8%)	236 19(8.1%)	5,635 2,995 (53.1%)
特別支援学校	61 14(23.0%)	61 8(13.1%)	62 7(11.3%)	63 10(15.9%)	62 9(14.5%)	62 11(17.7%)	62 10(16.1%)	61 6(9.8%)	62 9(14.5%)	1,158 495 (42.7%)
計	2,229 1,432(64.2%)	2,225 1,432(64.4%)	2,218 1,362(61.4%)	2,212 1,516(68.5%)	2,206 1,672(75.8%)	2,203 1,874(85.1%)	2,200 1,867(84.9%)	2,195 1,743(79.4%)	2,194 1,786(81.4%)	36,563 29,210 (79.9%)

※ 表の上段: 学校数[校・課程] 下段: いじめを認知した学校数[校]と(その割合)

2 いじめの状況 (4)いじめの認知件数が0の学校の割合

- 令和3年度におけるいじめの認知件数が0の学校数は408校であり、全体に対する割合は、18.6%となっている。
- 小学校は72校(5.7%)、中学校は66校(10.6%)、高等学校は217課程(91.9%)特別支援学校は53校(85.5%)がいじめを認知していない。



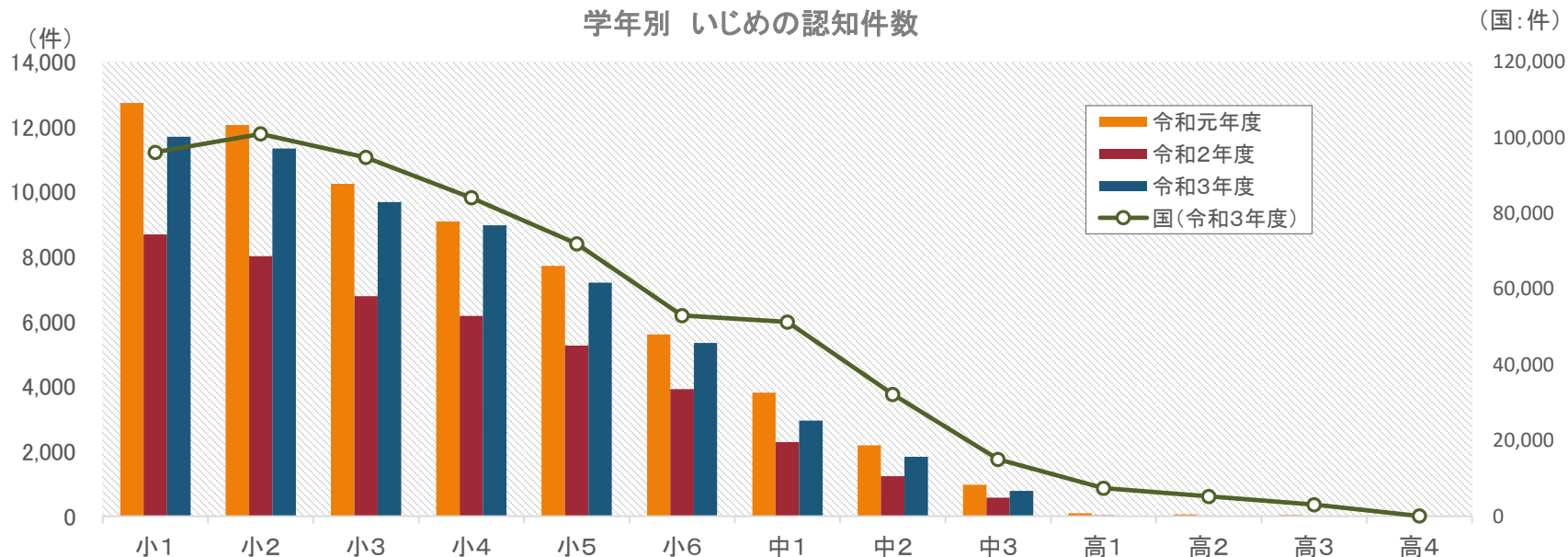
【都】	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	【国】R3
小学校	1,299 424(32.6%)	1,296 408(31.5%)	1,292 444(34.4%)	1,286 347(27.0%)	1,282 220(17.2%)	1,280 85(6.6%)	1,278 64(5.0%)	1,275 116(9.1%)	1,274 72(5.7%)	19,487 2,087(10.7%)
中学校	630 133(21.1%)	629 146(23.2%)	627 150(23.9%)	626 126(20.1%)	625 98(15.7%)	624 45(7.2%)	623 53(8.5%)	623 80(12.8%)	622 66(10.6%)	10,283 1,602(15.6%)
高等学校	239 193(80.8%)	239 186(77.8%)	237 207(87.3%)	237 170(71.7%)	237 163(68.8%)	237 148(62.4%)	237 164(69.2%)	236 201(85.2%)	236 217(91.9%)	5,635 2,598(46.1%)
特別支援学校	61 47(77.0%)	61 53(86.9%)	62 55(88.7%)	63 53(84.1%)	62 53(85.5%)	62 51(82.3%)	62 52(83.9%)	61 55(90.2%)	62 53(85.5%)	1,158 660(57.0%)
計	2,229 797(35.8%)	2,225 793(35.6%)	2,218 856(38.6%)	2,212 696(31.5%)	2,206 534(24.2%)	2,203 329(14.9%)	2,200 333(15.1%)	2,195 452(20.6%)	2,194 408(18.6%)	36,563 6,947(19.0%)

※ 表の上段: 学校数[校・課程] 下段: いじめの認知件数が0の学校数[校]と(その割合)

2 いじめの状況 (5) 学年別 いじめの認知件数

- 令和3年度における学年別のいじめの認知件数は、令和2年度と比較して小1から中3、高3、高4で増加している。令和3年度と令和元年度を比べると、高4以外は全ての学年で減少している。
- 校種ごとに、学年別の傾向を見ると、小学校は小1(21.6%)、中学校は中1(53.1%)、高等学校は高1(46.4%)が、一番多くなっている。

学年別 いじめの認知件数



【都】	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
令和元年度	12,732	12,061	10,243	9,076	7,718	5,597	3,809	2,190	969	89	44	13	1
	22.2	21.0	17.8	15.8	13.4	9.7	54.7	31.4	13.9	60.5	29.9	8.8	0.7
令和2年度	8,638	7,800	6,779	6,099	5,200	3,868	2,282	1,234	574	26	17	4	1
	22.5	20.3	17.7	15.9	13.5	10.1	55.8	30.2	14.0	54.2	35.4	8.3	2.1
令和3年度	11,690	11,331	9,685	8,966	7,195	5,343	2,951	1,832	777	13	6	6	3
	21.6	20.9	17.9	16.5	13.3	9.9	53.1	32.9	14.0	46.4	21.4	21.4	10.7

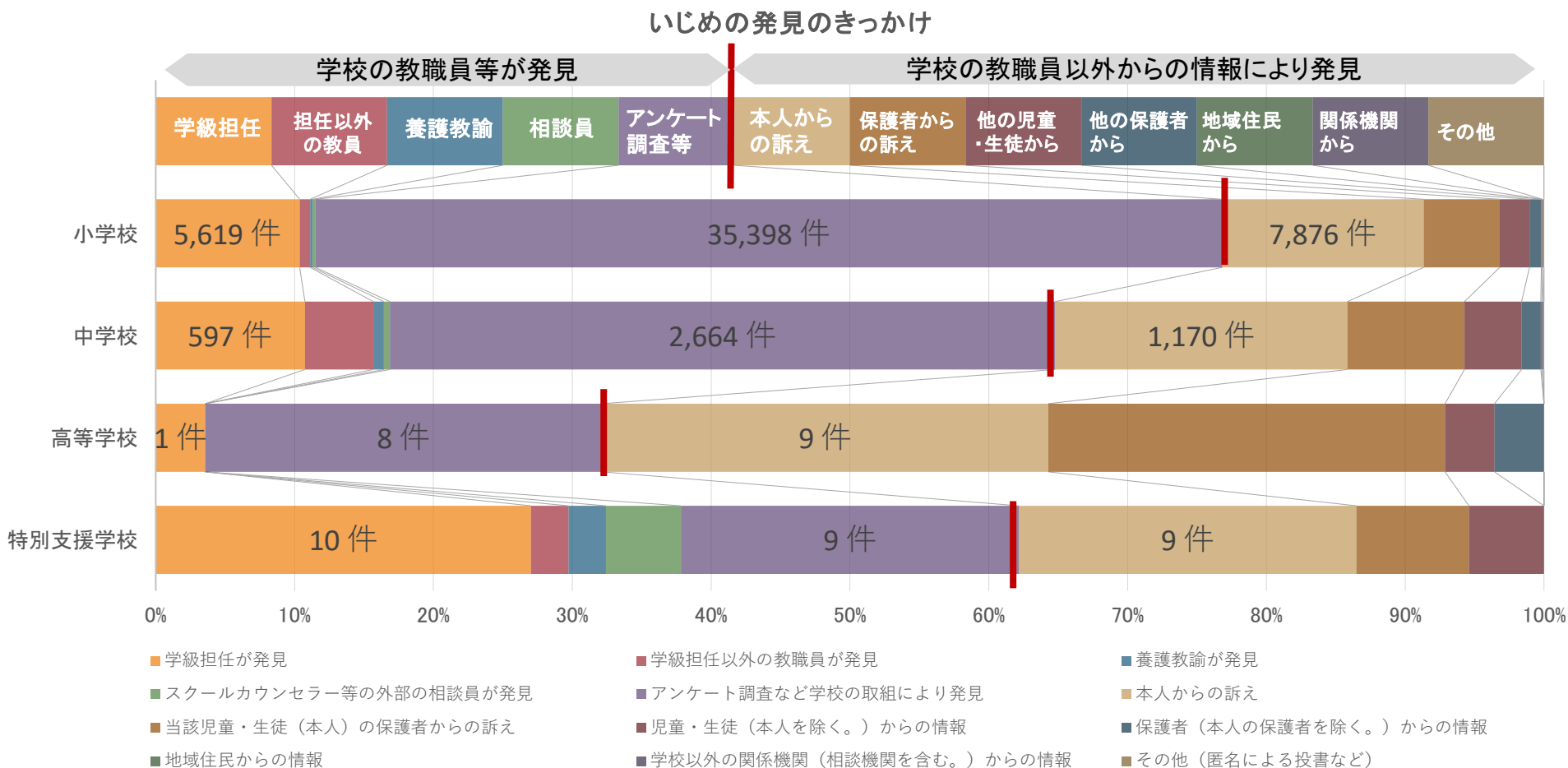
国	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
(令和3年度)	96,142	100,976	94,781	84,125	71,991	53,016	51,293	32,190	15,041	7,418	5,238	3,062	78
	19.2	20.2	18.9	16.8	14.4	10.6	52.1	32.7	15.3	47.0	33.2	19.4	0.5

※ 表の上段: 認知件数[件] 下段(青字): 校種ごとのその学年が占める割合[%]

※ 特別支援学校の認知件数は、学年別の人数を公表していないため、含まない。

2 いじめの状況 (6)いじめの発見のきっかけ

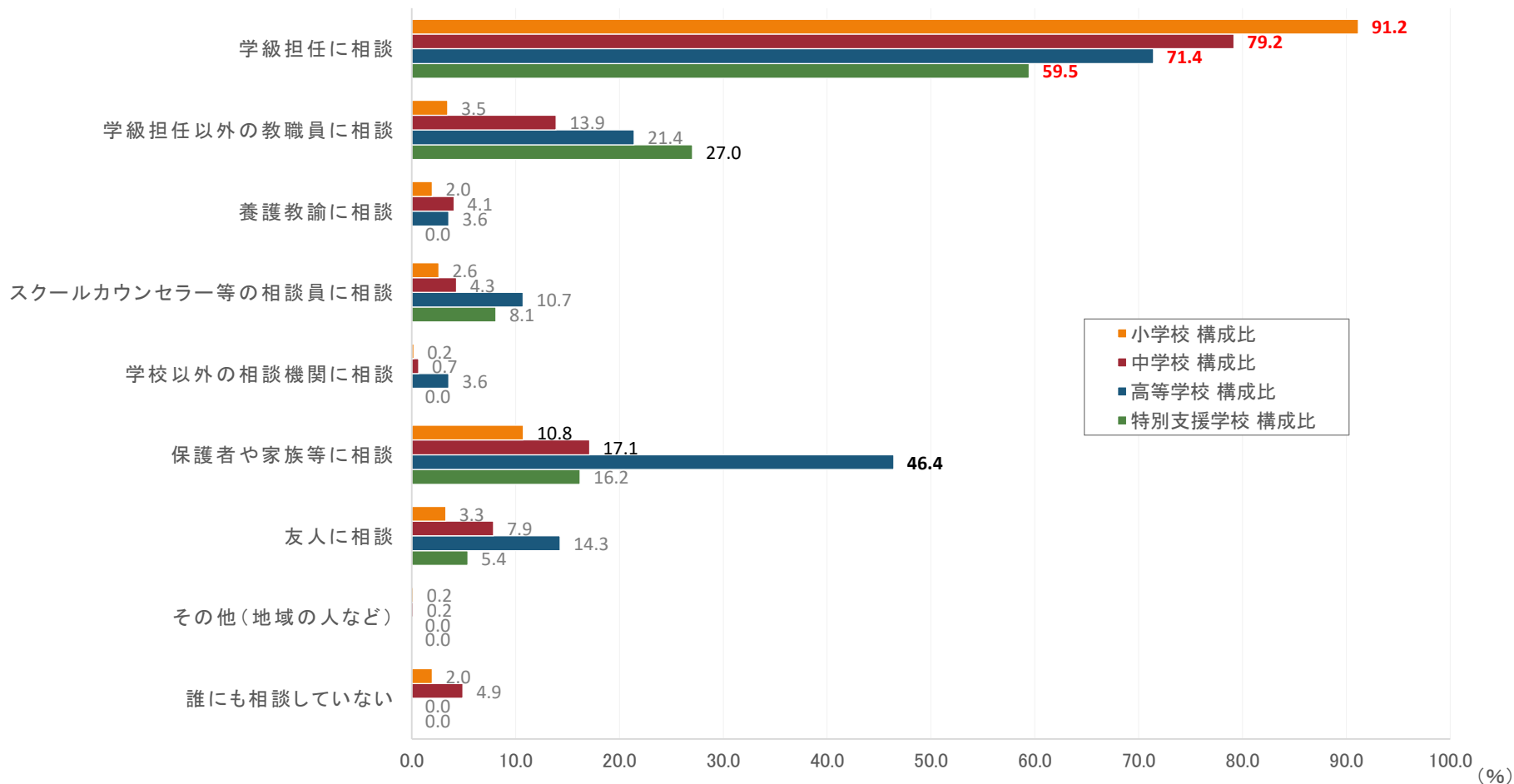
- 小・中学校、特別支援学校においては、認知したいじめの半数以上を学校の教職員等が発見している。(小学校76.8%、中学校64.8%、特別支援学校62.2%)
- いじめ発見のきっかけで一番多いのは、小・中学校は「アンケート調査など学校の取組により発見」(小学校65.3%、中学校47.9%)、高等学校は「本人からの訴え」(32.1%)、特別支援学校は「学級担任が発見」(27.0%)であった。



2 いじめの状況 (7)いじめられた児童・生徒の相談状況

- いじめられた児童・生徒の相談状況については、いずれの校種においても、「学級担任に相談」が一番多くなっている。(小学校91.2%、中学校79.2%、高等学校71.4%、特別支援学校59.5%)
- 「誰にも相談していない」が、1,337件(2.2%)となっている(小学校1,063件:2.0%、中学校274件:4.9%、高等学校0件、特別支援学校0件)。

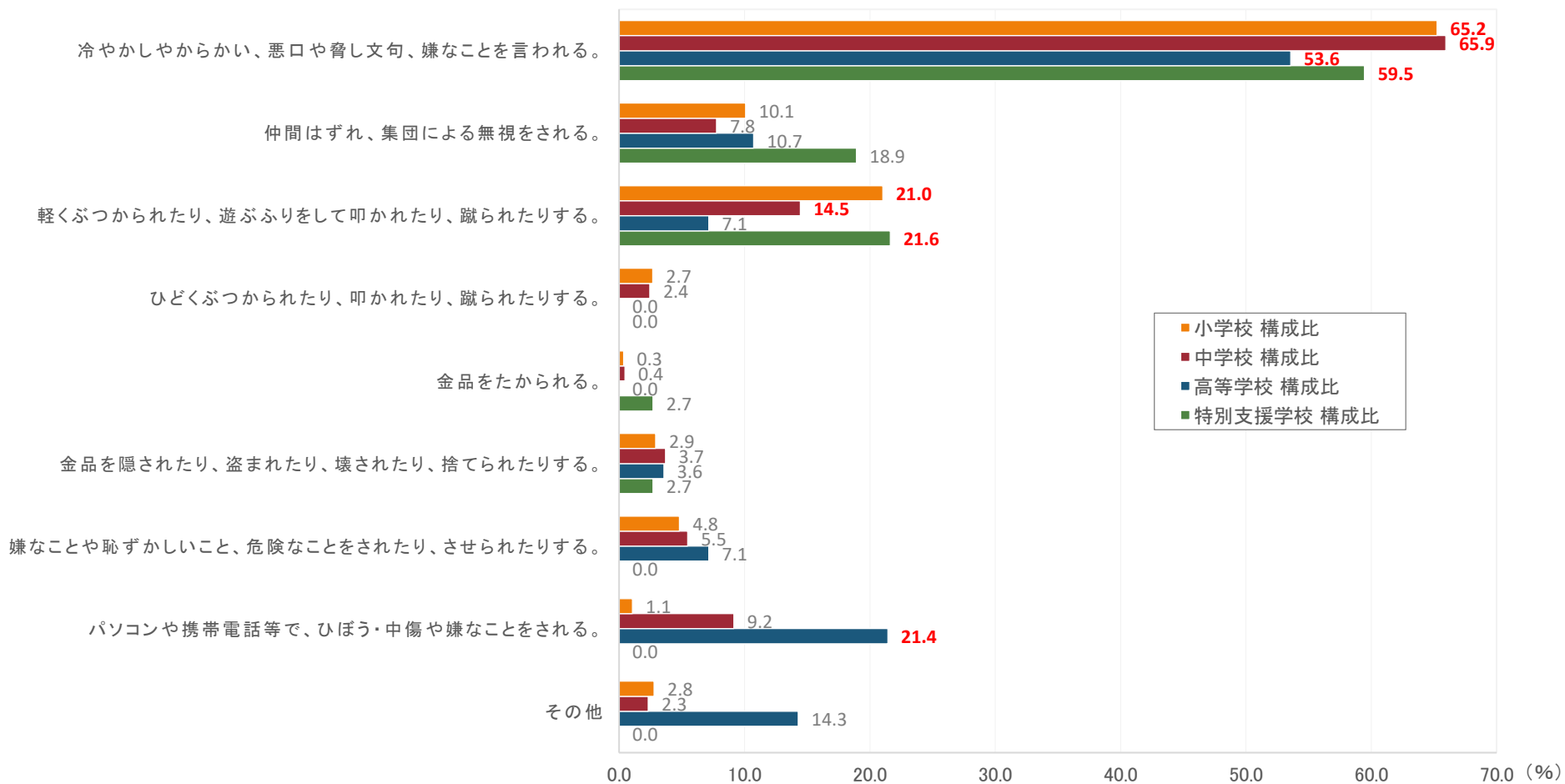
いじめられた児童・生徒の相談状況



2 いじめの状況 (8)いじめの態様

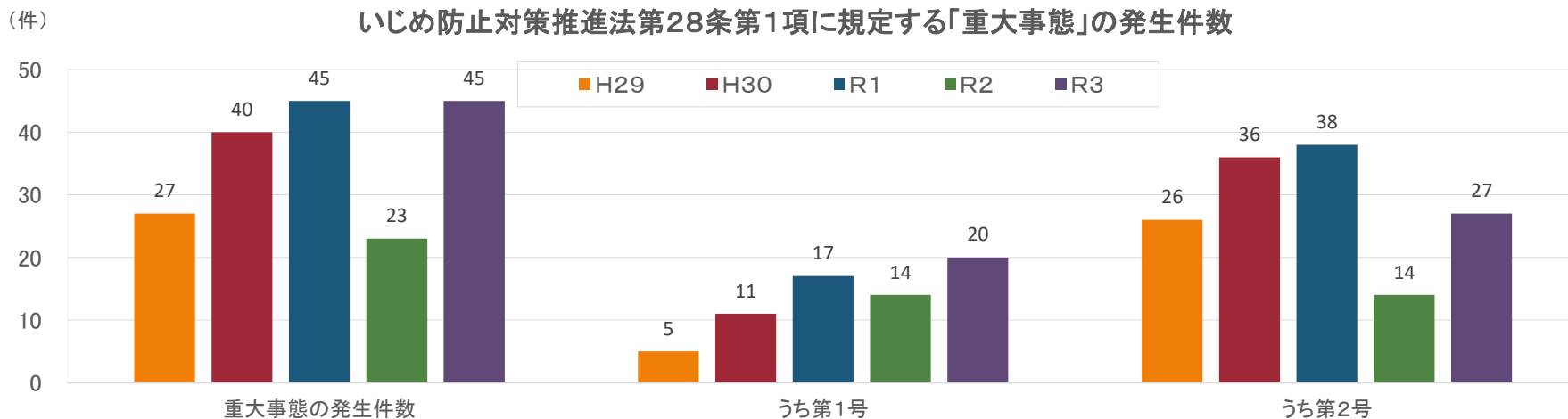
- 一番多いのは、いずれの校種においても、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」である。
- 二番目に多いのは、小学校、中学校、特別支援学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」、高等学校においては「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」である。

いじめの態様



2 いじめの状況 (9) 法第28条第1項に規定する「重大事態」

○ 令和3年度におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数は45件(令和2年度23件、令和元年度45件)であり、同項第1号に規定するものは20件(令和2年度14件、令和元年度17件)、同項第2号に規定するものは27件(令和2年度14件、令和元年度38件)である。



※ 第1号とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 第2号とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

【都】	R 1			R 2			R 3			【国】 R 3		
小学校	30(2.35%)			12(0.94%)			30(2.35%)			285(1.46%)		
	34(0.06%)	1号:13	2号:28	12(0.03%)	1号:6	2号:7	33(0.06%)	1号:16	2号:19	314(0.06%)	158	191
中学校	9(1.44%)			8(1.28%)			11(1.77%)			255(2.48%)		
	9(0.13%)	1号:3	2号:8	9(0.22%)	1号:6	2号:7	11(0.20%)	1号:3	2号:8	276(0.28%)	122	175
高等学校	2(0.84%)			2(0.85%)			1(0.42%)			102(1.81%)		
	2(1.36%)	1号:1	2号:2	2(4.17%)	1号:2	2号:0	1(3.57%)	1号:1	2号:0	112(0.79%)	68	61
特別支援学校	0(0%)			0(0%)			0(0%)			3(0.26%)		
	0(0%)	1号:0	2号:0	0(0%)	1号:0	2号:0	0(0%)	1号:0	2号:0	3(0.11%)	1	2
計	41(1.86%)			22(1.00%)			42(1.91%)			645(1.76%)		
	45(0.07%)	1号:17	2号:38	23(0.05%)	1号:14	2号:14	45(0.08%)	1号:20	2号:27	705(0.11%)	349	429

※ 表の上段：重大事態が発生した学校数〔校・課程〕と（学校及び課程数に対する割合）
 下段：重大事態の発生件数〔件〕と（認知件数に対する割合）

※ 【国】は、国公私立のデータ

「1号」「2号」は発生件数の内数。1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

2 いじめの状況 (10) 今後の対応

これまでの取組

- ア 「ふれあい月間」によるいじめ防止に係る重点的取組の推進
- イ スクールカウンセラーによる、小学校5年生、中学校1年生、高校1年生を対象とした全員面接の実施
- ウ 年3回以上のアンケートの実施、「いじめ相談ホットライン」による24時間の電話相談、「相談ほっとLINE@東京」によるSNS相談、メール相談、来所相談の実施
- エ ウェブページ『考えよう！いじめ・SNS@Tokyo』の活用など、教育相談体制の一層の充実
- オ 平成30年2月に、「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」を作成し都内全公立学校に配布するとともに、本教材を使用又は活用した授業を各学校で年間1単位以上実施するよう周知・徹底
- カ 令和4年5月に、児童・生徒向けリーフレット「学校のみんなが安心して過ごせるようにするために」を作成・配布し、児童・生徒のいじめ防止対策推進法の趣旨や学校のいじめに関わる取組等についての理解を促進

今後の対応

- ア 学校が、保護者や地域住民との日常からの信頼関係に基づく取組を強化できるよう、都教育委員会が開発した、「いじめについて学校と共に考える『保護者プログラム』」、「いじめ問題解決のための『地域プログラム』」の活用を促進
- イ 専門家の力を活用したいじめ防止対策を推進するため、学校や保護者が、いじめの早期解決に向けて、初期の段階から、弁護士や精神科医、心理士等のサポートを受けられるような相談体制の構築について検討
- ウ 学校が、児童・生徒の小さな変化を早期に発見し、速やかに専門家と連携した支援を開始できる体制を強化するため、スクールカウンセラーの勤務日数を増加する検証事業や、スクールソーシャルワーカーの訪問回数を増やす区市町村への補助を拡充
- エ 多様性や互いのよさを認め合う態度の育成を目指し、日常の授業から児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定することを推進
- オ 全ての教職員が「いじめ」の定義を正しく理解し、学校いじめ対策委員会において、いじめを確実に認知するとともに、「PDCAサイクルによる評価・改善」を通して、実効のないいじめ防止対策を推進できるよう、「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」やふれあい月間「教員シート」、「学校シート」の活用を促進

3 小・中学校における長期欠席の状況 (1) 長期欠席児童・生徒数

長期欠席児童・生徒のうち、不登校児童・生徒数は小学校7,939人、中学校13,597人（合計21,536人）であり、令和2年度と比較して小・中学校ともに増加している。

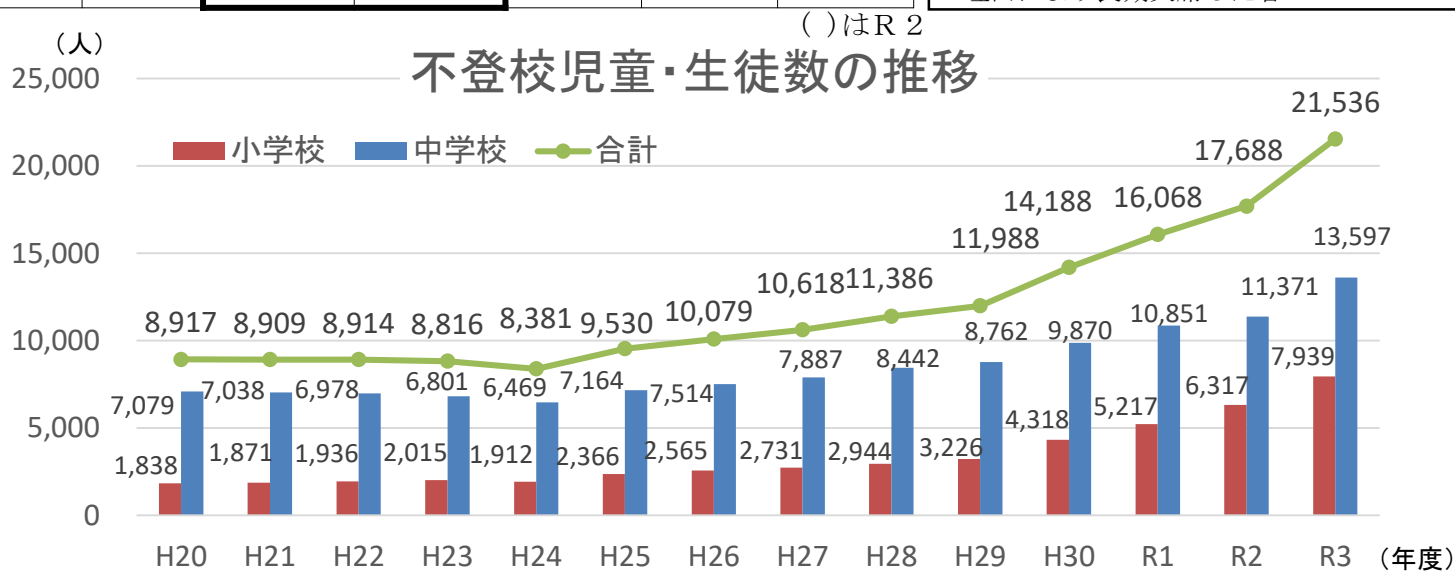
調査について

「長期欠席者数」とは、令和4年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、令和3年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童・生徒数を集計したものである。

項目 校種	病気	経済的 理由	不登校		新型コロナ 回避	その他	計
				出現率(%)			
小学校	2,439 (1,986)	0 (0)	7,939 (6,317)	1.33 (1.06)	7,444 (2,645)	3,904 (2,135)	21,726 (13,083)
中学校	2,507 (1,799)	0 (0)	13,597 (11,371)	5.76 (4.93)	2,643 (615)	1,685 (694)	20,432 (14,479)
計	4,946 (3,785)	0 (0)	21,536 (17,688)	2.58 (2.14)	10,087 (3,260)	5,589 (2,829)	42,158 (27,562)

欠席理由について

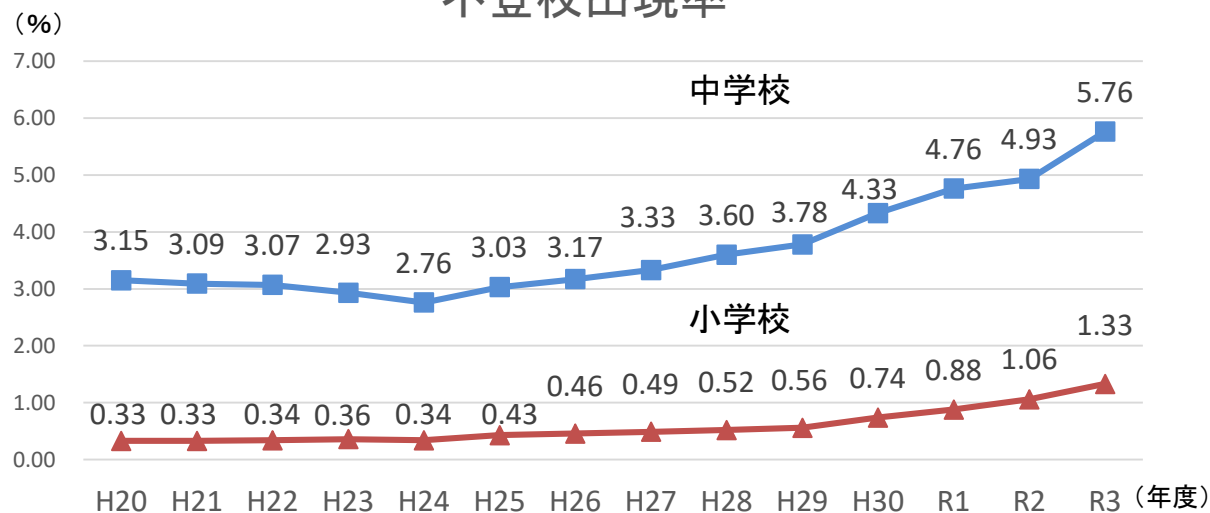
【**病気**】本人の心身の故障等(けがを含む。)による入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者
 【**経済的理由**】家計が苦しく教育費が出せない、児童・生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者
 【**不登校**】何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者
 【**新型コロナウイルスの感染回避**】新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意志で出席しない者、及び医療的ケア児や基礎疾患で登校すべきでない」と校長が判断した者
 【**その他**】上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」、「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者



3 小・中学校における 長期欠席の状況

(2) 不登校出現率・学校復帰率

不登校出現率

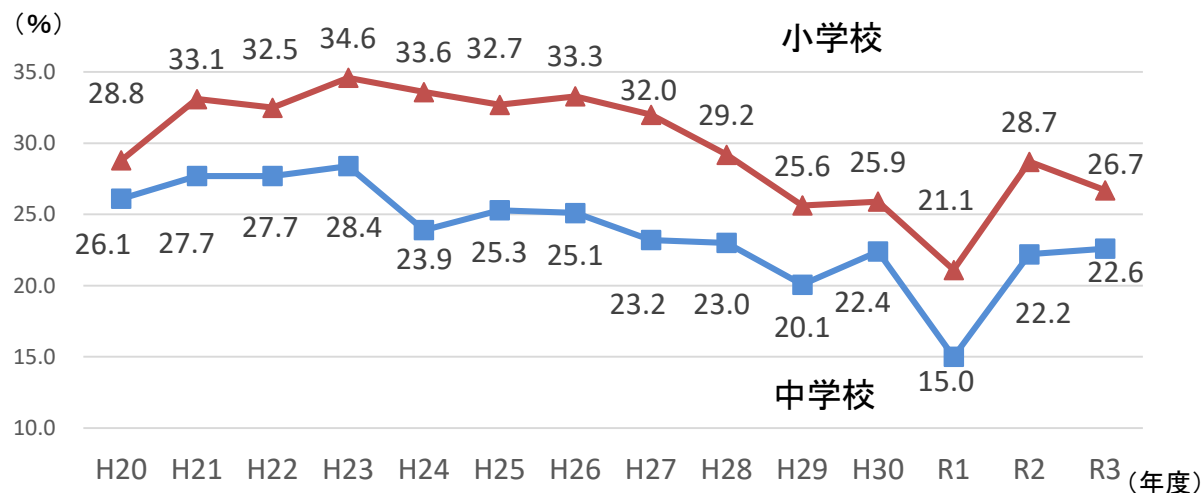


不登校出現率は、小学校1.33%
中学校5.76%であり、その割合
は小・中学校ともに9年連続で
増加している。

「不登校出現率」

在籍児童・生徒数（学校基本
調査による。）に占める
不登校児童・生徒数の割合

学校復帰率



学校復帰率は、小学校26.7%、
中学校22.6%であり、その割合
は令和2年度と比較して、
小学校では減少、中学校では
増加している。

「学校復帰率」

不登校児童・生徒のうち、
「指導の結果登校する又は
登校できるようになった
児童・生徒」の割合

3 小・中学校における 長期欠席の状況

(3) 不登校の要因

不登校の要因は、「主たるもの」及び「主たるもの以外にも当てはまるもの」の計について、小学校では本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで家庭に係る状況の「親子の関わり方」、本人に係る状況の「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が多い。中学校では、本人に係る状況の「無気力・不安」が最も多く、次いで学校に係る状況の「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、「学業の不振」が多い。

「不登校の要因」に係る変更点(令和元年度から)

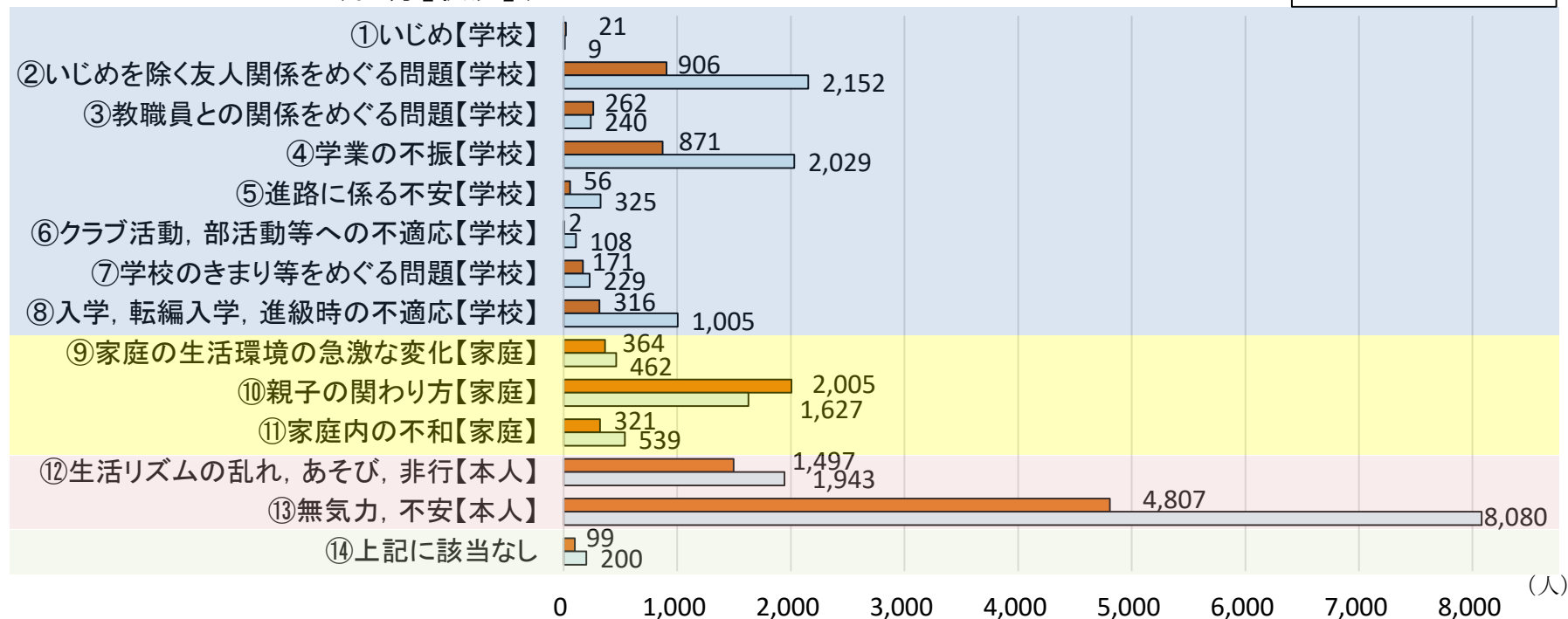
平成30年度までの様式は、本人の状況から主たるものを1つ選択した上で、学校や家庭に係る状況の区分を選択するとしていた。令和元年度の様式からは、学校、家庭、本人に係る状況から主たるものを1つ、主たるもの以外にも当てはまるものがある場合にはその状況を一人につき2つまで選択することに変更された。

令和3年度

不登校の要因(「主たるもの」及び「主たるもの以外にも当てはまるもの」の計)

(区分【状況】)

■ 小学校 □ 中学校



※ 不登校の要因については、「区分」の各項目(①~⑭)を選択する。「区分」:【学校に係る状況】(8項目)、【家庭に係る状況】(3項目)、【本人に係る状況】(2項目)、【上記に該当なし】(1項目)
 ※ 不登校の要因については、「主たるもの」を一人につき必ず1つ選択する。また、「主たるもの以外にも当てはまるもの」がある場合には、一人につき2つまで選択ができる。

3 小・中学校における 長期欠席の状況 (4) 今後の対応

これまでの取組

- ア 教育支援センターの支援員等が行っている不登校児童・生徒に対する効果的な支援方法等を共有するため、「教育支援センター支援員等連絡会」を開催
- イ 教育支援センターの充実を図るため、教育支援センターの新規設置や機能強化に係る経費の一部を支援する補助事業により、区市町村を支援
- ウ 学校等と不登校児童・生徒を支援するフリースクール等が連携した支援を行うことができるようにするため、「東京都学校・フリースクール等協議会」を開催
- エ 不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応それぞれについて、教員の手引となる「児童・生徒を支援するためのガイドブック」及び「研修キット」を作成し、都内全公立小・中学校及び区市町村教育委員会に配布
- オ 不登校児童・生徒の家庭を訪問し支援を行う「家庭と子供の支援員」を配置する区市町村を支援
- カ 社会福祉等の専門性や関係機関とのネットワーク等を活用するため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村を支援
- キ 児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーを全小・中学校に配置
- ク 不登校について早急に対応する必要がある中学校に対し、組織的な指導体制の確立を図るため、不登校対応加配教員を配置

今後の対応

- ア 今年度から指定している「不登校児童・生徒調査研究校」において、各校の状況や取組による成果や課題を明らかにするとともに、効果的な不登校対策の充実した取組について普及・啓発を図る。
- イ 学校が、児童・生徒の小さな変化を早期に発見し、速やかに専門家と連携した支援を開始できる体制を強化するため、スクールカウンセラーの勤務日数を増加する検証事業や、スクールソーシャルワーカーの訪問回数を増やす区市町村への補助の拡充を行う。
- ウ 引き続き、教育支援センターの新規設置や機能強化を図る取組、不登校特例校の設置の取組について、区市町村を支援する。
- エ 「東京都学校・フリースクール等協議会」を継続して開催するとともに、今年度開始したフリースクール等に
通う不登校児童・生徒の支援ニーズ等を把握するための調査研究の結果を踏まえ、公民が連携した支援を推進する。
- オ 「児童・生徒を支援するためのガイドブック」及び「研修キット」を活用し、教員の対応力の向上等に向け、区市町村立学校における支援の更なる充実を図る。

4 高等学校における 長期欠席・中途退学等の状況

(1) 長期欠席生徒数

- 都立高校全体の長期欠席者数は、オンライン学習により登校しなかった生徒を含み、12,353人(6,916人)で、前年度と比較すると5,437人の増加であった。
- 全日制では9,498人(3,875人)で5,623人増加、定時制では2,855人(3,041人)で186人減少した。
- 「病気」、「経済的理由」、「不登校」で長期欠席した生徒数は、全日制では1,768人(1,437人)で331人増加、定時制では2,316人(2,085人)で231人増加した。

◇調査について

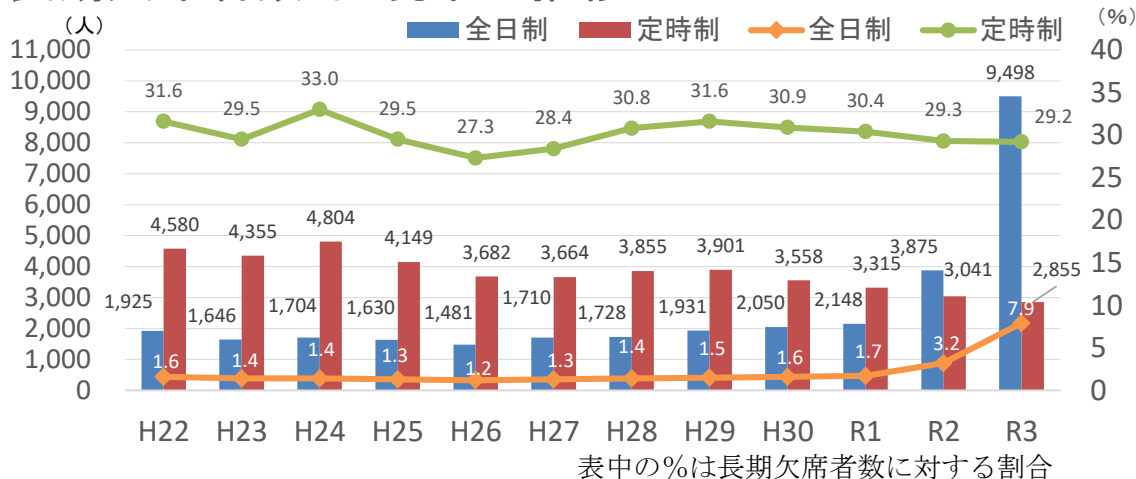
- 小・中学校における「長期欠席者」に準じ、次のとおりとする。
- (1) 令和3年度間に30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）生徒数をそれぞれ理由別に集計したもの。
 - (2) 欠席理由は次によることとする。また、欠席理由が2つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。
 - (3) 「その他」には、オンライン学習に参加したことにより、登校しなかった日数が30日以上となる者を含める。

高等学校における長期欠席者数の状況

項目	長期欠席者数(人)	出現率(%)
全日制	9,498 (3,875)	7.9 (3.2)
定時制	2,855 (3,041)	29.2 (29.3)

() は前年度数値

長期欠席者数・出現率の推移



長期欠席の理由と割合

項目	病気	経済的理由	不登校	新型コロナウイルスの感染回避	その他
全日制	771(537) 8.1%[13.9%]	3(1) 0.0%[0.0%]	994(899) 10.5%[23.2%]	583(752) 6.1%[19.4%]	7,147(1,686) 75.2%[43.5%]
定時制	492(367) 17.2%[12.1%]	25(19) 0.9%[0.6%]	1,799(1,699) 63.0%[55.9%]	224(460) 7.8%[15.1%]	315(496) 11.0%[16.3%]

* 高等学校の長期欠席者数は、理由別に「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」の合計数である。

4 高等学校における 長期欠席・中途退学等の状況

(2) 中途退学・原級留置者数

- 都立高校の全日制・定時制における退学者数は、1,462人(1,505人)であった。
- 全日制では、1校当たり平均退学者数5.1人(5.2人)、対生徒比率(退学率)は0.8%(同0.8%)であり、前年度と比較すると、退学者数は17人の減少、1校当たり平均退学者数が0.1人の減少、対生徒比率(退学率)は同率であった。
- 定時制では、1校当たり平均退学者数10.3人(10.6人)、対生徒比率(退学率)は5.7%(同5.6%)であり、前年度と比較すると、退学者数は26人の減少、1校当たり平均退学者数が0.3人の減少、対生徒比率(退学率)は0.1ポイント増加であった。

◇調査について

「退学者」とは、令和3年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規程(いわゆる飛び入学)により大学へ進学した者は含まない。また、退学者一人につき複数の理由がある場合には、主たる理由を一つ選択している。

高等学校における中途退学者数の状況

高等学校における原級留置者数 [単位制を除く]

項目	中途退学者数(人)	退学率(%)
全日制	907(924)	0.8(0.8)
定時制	555(581)	5.7(5.6)

項目	原級留置者数(人)	対生徒比率(%)
全日制	165(151)	0.2(0.1)
定時制	44(48)	1.9(1.7)

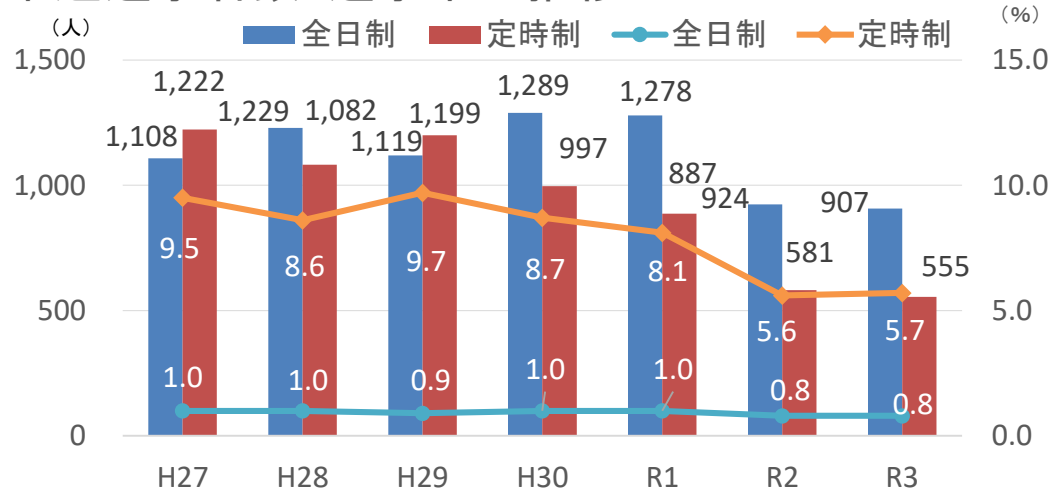
() は前年度数値

() は前年度数値

中途退学の主な理由

中途退学者数・退学率の推移

項目	学校生活・ 学業不適応	進路変更	学業不振
全日制	310(315) 34.2%[34.1%]	342(336) 37.7%[36.4%]	169(188) 18.6%[20.3%]
定時制	203(232) 36.6%[39.9%]	241(214) 43.4%[36.8%]	69(42) 12.4%[7.2%]



表中の%は中途退学者数に対する割合

[] () は前年度数値

4 高等学校における 長期欠席・中途退学等の状況 (3) 今後の対応

これまでの取組

- ア 平成25年度から全校、平成28年度から全定併置校のそれぞれの課程へのスクールカウンセラーの配置、校内研修会等への指導主事や心理職の派遣、都立学校教育相談担当者連絡会等を通して、教育相談体制の整備や教育相談活動の充実を図るとともに、教職員の教育相談に関する資質向上を図り、生徒の学校生活への適応や学校復帰への支援につなげている。
- イ 昼夜間定時制高校、チャレンジスクール、エンカレッジスクールなど、新しいタイプの高校を設置し、小・中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒に対し、個に応じた教育課程の編成や指導・支援体制の充実を図っている。
- ウ 「都立高校学力スタンダード」活用事業、東京都教育研究員、東京教師道場、東京都若手教員育成研修及び全都立高校を対象とした授業公開等を通して、より一層の授業改善を推進している。
- エ 平成18年度から全都立高校でキャリア教育の全体計画を作成し、生徒の勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度の育成を推進している。
- オ 平成28年度から都立高校等にユースソーシャルワーカーを含む自立支援チームを派遣し、支援を要する生徒等に対するきめ細やかな相談対応等を促進している。
- カ 全ての定時制課程において、人間関係づくりのための構成的グループエンカウンターを実施している。
- キ 平成27年度から全ての都立高校において、生活指導の強化等の具体的な目標を掲げた「中途退学防止改善計画書」を作成し、中途退学防止に向けた組織的な取組を推進している。

今後の対応

- ア スクールカウンセラー等による教員研修や保護者向け講演会の一層の充実
- イ ユースソーシャルワーカーを含む自立支援チーム等の学校訪問等による支援を要する生徒に対するきめ細やかな相談、家庭との協力や保護者支援のための体制の整備、医療や福祉等との連携や外部人材の活用
- ウ デジタルを活用した生徒の心身のサインを早期かつ適切に把握するシステムの開発及び全校実施に向けた校内体制の整備
- エ 各学校が策定した教育活動の指針となるスクール・ポリシーの明示、学校説明会や授業公開の拡充
- オ 中学校において特別支援学級等で指導・支援を受けていた生徒を対象とした将来社会人として自立するための通級による指導の実施
- カ 企業や大学、NPO等との連携による多様な参加体験型の「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」の拡充